

令和3年度

歳末たすけあい拠点区分
計算書類

社会福祉法人
調布市社会福祉協議会

歳末たすけあい拠点区分 資金収支計算書

(自)令和 3年 4月 1日(至)令和 4年 3月31日

(単位:円)

勘定科目		予算(A)	決算(B)	差異(A)-(B)	備考
事業活動による収支	収入				
	経常経費補助金収入	616,000	472,069	143,931	
	共同募金配分金収入	616,000	472,069	143,931	
	歳末たすけあい配分金収入	616,000	472,069	143,931	
	受取利息配当金収入	1,000	1	999	
	受取利息配当金収入	1,000	1	999	
	事業活動収入計(1)	617,000	472,070	144,930	
	支出				
	事務費支出	616,000	472,069	143,931	
	事務消耗品費支出	7,000		7,000	
	印刷製本費支出	339,000	301,180	37,820	
通信運搬費支出	96,000	72,096	23,904		
会議費支出	8,000		8,000		
広報費支出	50,000	28,930	21,070		
業務委託費支出(事務)	1,000	903	97		
手数料支出	115,000	68,960	46,040		
その他の支出	1,000	1	999		
雑支出	1,000	1	999		
雑支出	1,000	1	999		
事業活動支出計(2)	617,000	472,070	144,930		
事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)	0	0	0		
施設整備等による収支	収入				
	施設整備等収入計(4)				
	支出				
施設整備等支出計(5)					
施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)					
その他の活動による収支	収入				
	その他の活動収入計(7)				
	支出				
その他の活動支出計(8)					
その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)					
予備費支出(10)		—			
当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)	0	0	0		
前期末支払資金残高(12)	1,000	1	999		
当期末支払資金残高(11)+(12)	1,000	1	999		

歳末たすけあい拠点区分 事業活動計算書

(自)令和 3年 4月 1日(至)令和 4年 3月31日

(単位:円)

勘定科目		当年度決算(A)	前年度決算(B)	増減(A)-(B)	
サービス活動増減の部	収益	経常経費補助金収益	472,069	396,231	75,838
		共同募金配分金収益	472,069	396,231	75,838
		歳末たすけあい配分金収益	472,069	396,231	75,838
	サービス活動収益計(1)		472,069	396,231	75,838
	費用	事務費	472,069	396,231	75,838
		印刷製本費	301,180	249,205	51,975
		通信運搬費	72,096	70,117	1,979
		広報費	28,930	12,110	16,820
		業務委託費(事務)	903	1,103	△200
		手数料	68,960	63,696	5,264
サービス活動費用計(2)		472,069	396,231	75,838	
サービス活動増減差額(3)=(1)-(2)		0	0	0	
サービス活動外増減の部	収益	受取利息配当金収益	1	1	0
		受取利息配当金収益	1	1	0
	サービス活動外収益計(4)		1	1	0
	費用	その他のサービス活動外費用	1	7	△6
		雑損失	1	7	△6
		雑損失	1	7	△6
	サービス活動外費用計(5)		1	7	△6
サービス活動外増減差額(6)=(4)-(5)		0	△6	6	
経常増減差額(7)=(3)+(6)		0	△6	6	
特別増減の部	収益	特別収益計(8)			
		特別費用計(9)			
	特別増減差額(10)=(8)-(9)				
	当期活動増減差額(11)=(7)+(10)		0	△6	6
繰越活動増減差額の部	前期繰越活動増減差額(12)		1	7	△6
	当期末繰越活動増減差額(13)=(11)+(12)		1	1	0
	基本金取崩額(14)				
	基金取崩額計(15)				
	その他の積立金取崩額(16)				
	その他の積立金積立額(17)				
	次期繰越活動増減差額(18)=(13)+(14)+(15)+(16)-(17)		1	1	0

計算書類に対する注記（歳末たすけあい拠点区分用）

1. 重要な会計方針
 - (1) 固定資産の減価償却の方法
 - ①有形固定資産（リース資産を除く）
当法人は、定額法による減価償却を実施する。
 - ②無形固定資産（リース資産を除く）
当法人は、定額法による減価償却を実施する。
 - ③リース資産
当法人は、ファイナンス・リース取引に係るリース資産について、リース料総額から利息相当額の見積額を控除せず、定額法による減価償却を実施する。
 - (2) 徴収不能引当金の計上基準
当法人は、毎会計年度末において徴収することが不可能と判断される債権の金額及びその他の債権残高の総額に、過去の徴収不能額の発生割合を乗じた金額を、徴収不能引当金として計上する。
 - (3) 賞与引当金の計上基準
当法人は、職員に支給する賞与のうち、当該会計年度の負担に属する額を賞与引当金として計上する。
 - (4) 退職給付引当金の計上基準
当法人は、退職一時金の支払に備えるために、期末在籍者（実際に期末に退職する職員を除く）が期末に退職した場合の退職金要支給額を退職給付引当金に計上する。
 - (5) 消費税の取扱い
当法人は、消費税等の会計処理として、税込方式を採用している。
2. 重要な会計方針の変更
該当なし
3. 採用する退職給付制度
当法人は、平成18年度以降に採用となった職員の退職金の支給に備えるため、公益財団法人東法連特定退職金共済会が実施する特定退職金共済制度に加入している。
また、平成17年度以前に採用となった職員に対し、職員の退職手当に関する規程に基づき退職一時金を支払うこととしている。
4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分
当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。
 - (1) 歳末たすけあい拠点区分計算書類（第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式）
 - (2) 拠点区分におけるサービス区分別資金収支明細書（会計基準別紙3（⑩））
歳末たすけあい拠点区分におけるサービス区分は単一であるため作成していない。
 - (3) 拠点区分におけるサービス区分別事業活動明細書（会計基準別紙3（⑪））
歳末たすけあい拠点区分におけるサービス区分は単一であるため作成していない。
5. 基本財産の増減の内容及び金額
該当なし
6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し
該当なし
7. 担保に供している資産
該当なし
8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高
該当なし
9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高
該当なし
10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益
該当なし
11. 重要な後発事象
該当なし
12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項
該当なし